

1 上位計画等における景観の位置付け

1-1 第3次新座市基本構想総合振興計画

(1) 計画期間

平成13年度（2001）～平成22年度（2010）

(2) 景観の位置付け

第3章 自然と都市機能が調和した住みよいまちづくりをめざして

第1節 恵まれた郷土を生かすために

② 都市景観の形成

ア 基本方針…本市の豊かな自然を生かし人にやさしいまちづくりを進め、安全快適でうるおい豊かな美しい都市景観づくりを目指す。

イ 施策／美しく個性ある都市景観づくり

魅力ある景観形成を図るため、自然・地域特性を生かした景観に関する基準等を策定するとともに、景観形成を計画的に推進する地区を設定する。また、電線類の地中化や屋外広告物の適正化を推進し、美観風致の維持を図っていく。

ウ 後期基本計画／景観づくりビジョンの策定

豊かな自然と調和した美しく魅力ある都市景観を形成するために、景観づくりの基本方針や考え方を明らかにするとともに、その実現に向けて市民・事業者と市の協働による景観づくり活動の指針とすることを目的に景観づくりビジョンを策定し、本ビジョンに基づき景観法を活用した景観づくりを進める。

1-2 新座市都市計画マスタープラン

(1) 目的

都市計画マスタープランは、新座市における都市計画の総合的なマスタープランとして定めるもので、市の基本構想に即して、まちづくりのより詳細な方針を示すものである。

(2) 計画期間

平成13年度（2001）～平成32年度（2020）

(3) 景観の位置付け

① 基本方針（7つのビジョン）

Color 3（住環境・生活環境の改善～居住の快適性の確保～）

○ 魅力あるまちなみ景観

新規に供給する住宅地については、建築や景観面でのルールを設定し、良好な景観と防災機能の強化を図り、統一感（壁面の後退や色彩など）のとれた、まちなみ整備を図る。特に、普及・啓発を図るため、シンボルロードの沿道などについて景観モデル地区の設定を検討する。また、既存の住宅地や商業地についても電線類の地中化や緑化、屋外広告物の規制・誘導などにより周辺環境と調和した魅力あるまちなみの創出を図る。

② 地域別構想

ア 北東地域（東北一～二丁目、北野一～三丁目、東一～三丁目、野火止五～八丁目、畑中三丁目）

- ・国道254号については、景観や隣接地に配慮した適切な土地利用を図る。
- ・都市計画道路東久留米・志木線（新座中央通り）と都市計画道路新座駅南口通線については、緑地の整備や建物のセットバックにより景観に配慮した良好なまちなみとなるよう、シンボルロードの整備を図る。
- イ 北西地域（新座一～三丁目、中野一～二丁目、大和田一～五丁目）
 - ・国道254号については、景観や隣接地に配慮した適切な土地利用を図る。
- ウ 中央地域（畑中一～二丁目、馬場一～四丁目、野火止一～二丁目、野火止三丁目・四丁目の一部）
 - ・国道254号については、景観や隣接地に配慮した適切な土地利用を図る。
 - ・市役所周辺については、平林寺に近接することから、景観に配慮しつつ、公共施設や商業・業務施設を誘導し、利便性の高い魅力と活力ある地区形成を図る。
 - ・都市計画道路東久留米・志木線（平林寺大門通り）については、緑地の整備や建物のセットバックにより景観に配慮した良好なまちなみとなるよう、シンボルロードの整備を図る。
- エ 西部地域（野火止三丁目・四丁目の一部、菅沢一～二丁目、あたご一～三丁目）
 - ・国道254号については、景観や隣接地に配慮した適切な土地利用を図る。
- オ 南部地域（堀ノ内一～三丁目、道場一～二丁目、片山一～三丁目、石神一～五丁目、野寺一～五丁目、栗原一～六丁目）
 - ・都市計画道路東久留米・志木線については、緑地の整備や建物のセットバックにより景観に配慮した良好なまちなみとなるよう、シンボルロードの整備を図る。
- カ 南西地域（本多一～二丁目、西堀一～三丁目、新堀一～三丁目）
 - ・都市計画道路東久留米・志木線については、緑地の整備や建物のセットバックにより景観に配慮した良好なまちなみとなるよう、シンボルロードの整備を図る。

1-3 観光都市にいざビジョン・観光都市にいざづくりアクションプラン

(1) ビジョン策定の趣旨

新座市における観光都市づくりとは、新座の魅力の再発見であり、そこに存在する観光資源や歴史的文化資産を磨くことであり、何より市民と市が同一のテーマを共に考え、アイデアを出し、実行していくという新たなまちづくりの具現化である。

(2) ビジョンの位置付け

- ① 今後の新座市における観光都市づくりの在り方や基本的方向性を示すものである。
- ② 期間 平成18年度～概ね10か年

(3) ビジョンにおける景観関連項目の記述

① 資源の特性

ア 歴史的文化資産…平林寺、平林寺境内林（43ha）、歴史ある社寺（普光明寺、法台寺、満行寺、東福寺、蓮光寺、武野神社、氷川神社）⇒武蔵野の歴史

を伝える歴史的文化資産は潜在的な観光資源としての可能性を秘めている。

イ 自然資源

- 畑や雑木林に代表される古く懐かしい、武蔵野の面影を色濃く伝える名所（特に、志木駅から清瀬駅へと続く約9.1kmの野火止用水散策ルートは名所である平林寺と接しており、ウォーキングの愛好家が埼玉県内や近郊からも訪れて、武蔵野の面影に思いを馳せ、自然の息吹を楽しんでいる。）
- 柳瀬川と黒目川は、市民の憩いの場として定着しているほか、妙音沢特別緑地保全地区には豊富な水量を誇る湧水がある。
- これらの自然資源は、市民の新座市への愛着と来訪者との接点を考慮する上で、今後の観光都市づくりの核として重点的な整備が必要となる。

ウ 伝統行事・イベント等

- 半僧坊大祭、シティウォーキング、リサイクルマーケット、野火止用水ホテルのタベ、新座阿波踊り大会、新座市民まつり、柳瀬川ふれあい祭り、うどん祭り、親子しいたけ体験など、1年を通じて活発にイベントが開催されており、今後は、そのイベントをきっかけとした、より積極的な交流への期待が膨らむ。

② 観光の視点から見た課題の整理

（ネットワーク形成における課題の整理）市内の各所に誇れる観光資源はあるものの、それぞれの資源が点在しており、資源の有効活用が図られていないこと。

⇒野火止用水の遊歩道に代表される資源間を結ぶ緑道や歩道、柳瀬川・黒目川両河川のサイクリングロードの整備を図るとともに、交通アクセスの向上、ネットワーク間における景観面の配慮等が必要となる。

③ 観光都市にいざづくりに向けた市民会議（部会）からの意見

自然景観活用部会

- ・「雑木林とせせらぎのあるまちづくり」に立脚し、「みどり」や「水辺」などの拠点整備を充実させていき、テーマに沿った景観整備を進める必要がある。

④ 施策

方針2：フィールドミュージアムのまちをつくる。

ア まち全体の良好な景観形成を図ることにより「フィールドミュージアム」全体を魅力的な空間として、まちづくりを進めていく。

イ 施策2：フィールドミュージアムの見どころづくり

- ・良好な景観の形成（景観計画の策定）

市民や来訪者がまちを歩いて楽しめたり、景観を見て安らげるような景観を形成するため、景観計画の策定や文化的景観の保護を推進する。

方針3：「発見のあるまちにいざ」イメージをつくり、伝える。

◇施策1：情報発信機能の強化

- ・案内板の統一

景観面やバリアフリー等にも配慮し、駅や道路から誘導看板や既存看板のサイン計画を策定し、デザイン統一を図る。

(4) 観光都市にいざづくりアクションプラン

① アクションプランの位置付け

ア 観光都市にいざビジョンの実効性を高めるため、実施手法や時期を明確化するために策定した。

イ 期間 平成18年度～平成27年度

② アクションプランにおける景観関連施策

第1節 いきいきと誇りの持てるまちをつくる。

1 市民参加・交流システムの構築

(2) まちの美化活動等への市民参加機会の創出

違反簡易公告物除去制度の確立・推進、にいざまち美化パートナーによる清掃美化活動の実施、公園美化への市民参加、緑地等の保全活動への市民参加、野火止用水クリーンキャンペーンの推進

第2節 フィールドミュージアムのまちをつくる。

2 フィールドミュージアムの見どころづくり

(3) 花のあるまちづくり

地域別フラワーロードの形成、東久留米・志木線フラワーロードのみちづくり、サクラと菜の花の里づくり、フラワーリメイク事業、空閑地・未利用地の花畑化の推進

(4) 良好な景観形成

景観法を活用した良好な景観づくり、野火止用水を中心とした文化的景観保護推進事業、地区計画制度を活用した良好なまちなみの形成、空き地の雑草等除去事業の実施、土埃防止対策の推進、新座駅北口土地区画整理事業、案内看板の統一、植栽歩道の整備

1-4 新座市緑の基本計画

(1) 目的

都市緑地法第4条に基づき策定したもので、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本方針となるものである。

(2) 計画期間

平成18年度（2006）～平成32年度（2020）

(3) 景観の位置付け

第1章 新座市における緑の現況と課題

1-6 緑に関する課題

③ 緑の役割から見た課題

緑が都市において果たす役割を踏まえ、市内の緑の現況を環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の各系統の視点から課題を整理します。

視 点	緑の役割
環 境 保 全	都市における良好な環境の維持に役立つ。
レクリエーション	生活に豊かさを与え、多様なレクリエーション活動に役立つ。
防 災	災害から市民を守る安全な都市をつくる。

視 点	緑の役割
景 観 構 成	新座市らしい景観を形成している要素として魅力ある都市をつくる。

④ 景観構成系統からの課題

視 点	対象となる緑	課 題
歴史的、郷土的景観を構成する緑地 ・本市の象徴的な緑地 ・武蔵野の歴史にはぐくまれた緑地	平林寺境内林／野火止用水／県道新座・和光線（旧川越街道）及び主要地方道さいたま・東村山線（志木街道）沿いの屋敷林・農地・樹林地の短冊型の区割り	これらは、本市の象徴的な景観を形成しており、今後こうした特徴ある緑地等の保全、管理、活用等が望まれます。
地域特性を表す景観を構成する緑地 ・地域を代表する景観	雑木林／斜面林／黒目川／柳瀬川等の河川／河岸段丘／妙音沢緑地／農地	市内各地域に残る雑木林、河川、農地等は、武蔵野の面影を残す代表的な緑地でもあり地域の特性を表す緑地等の保全、管理等が望まれます。
都市景観を構成する緑地 ・都市景観を向上させる緑	公園／街路樹／駅周辺	本市の顔となる駅やその周辺の緑化を始め、街路樹等の整備による緑あふれるまちなみの形成が望まれます。

(4) 総合的な課題

緑の現況や意識調査における市民意向を解析した結果から、今後の課題を整理すると次のとおりとなります。

① 雑木林、農地等の保全、管理及び活用

本市の最も特徴的な緑であり、武蔵野の面影を今に残す雑木林、農地等は、都市化が進むにつれて年々減少していることに加え、雑木林が荒れているのが現状です。都市化による緑の減少は否めず、今後あらゆる方策によって、こうした緑の保全、管理及び活用をしていくことが望まれます。

② ネットワークによる緑の連続性の確保

今後のまちづくりや、生活環境整備に向け、緑が持つ効力を引き出していくためには、市内の緑をつなげていくことが必要です。今後、拠点となる緑や中継地となる緑等の保全及び創出、それらをつなぐ回廊としての街路樹整備など、緑のネットワーク化を進めていくことが望まれます。

③ 緑による一貫性ある景観の保全及び創出

本市では、平林寺境内林、野火止用水、屋敷林に代表される緑と建築物・構造物等により、歴史的景観が形成されていますが、一方で本市を特徴付ける公園や、街路樹等によるまちなみの整備が遅れています。今後は、引き続き歴史的景観を

保全しながら、市のシンボルとなる公園や街路樹の整備によって一貫性のある景観を形成していくことが望まれます。

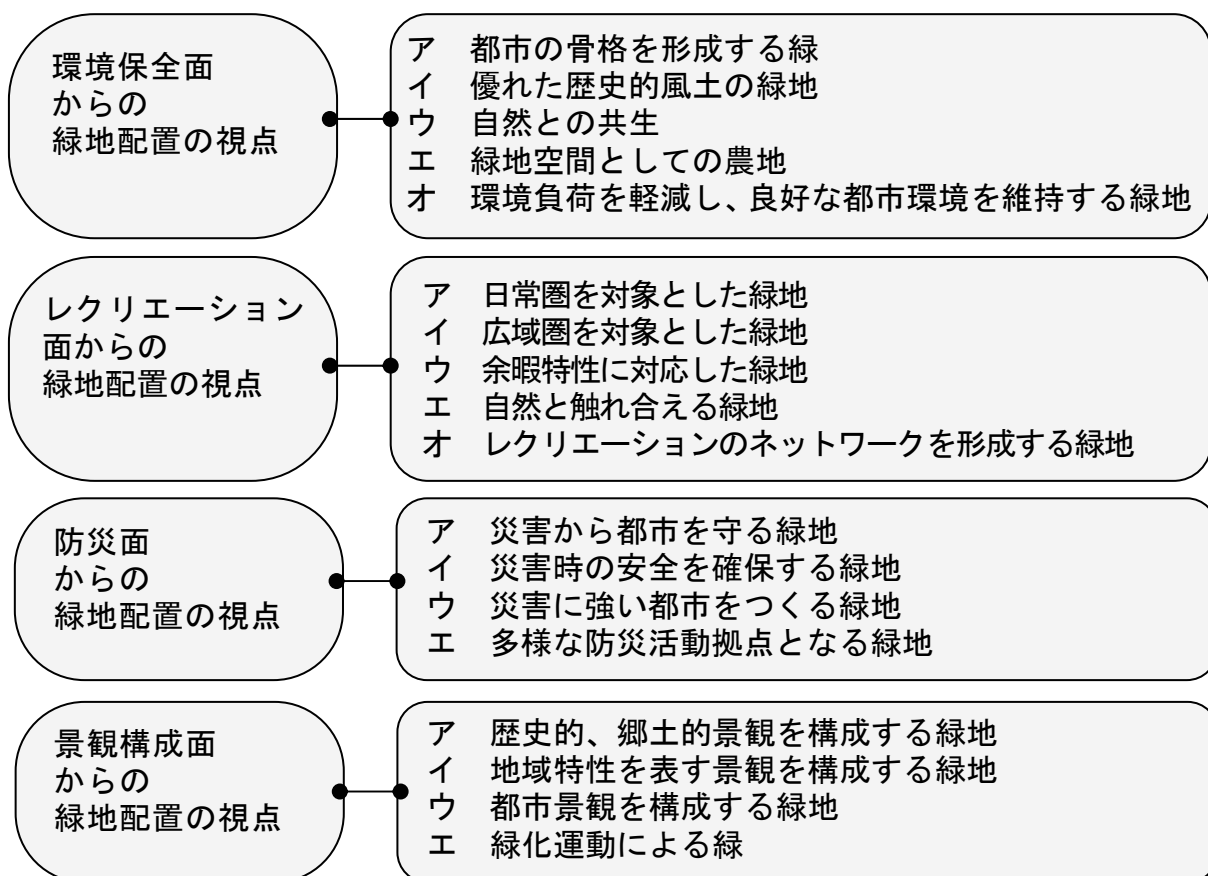
④ 身近な緑の創出

緑は、私たちの暮らしの中で必ずしも生活に溶け込んだ緑、触れ合える緑として身近なものとは限らず、場合によっては、緑があることにより様々な問題が生じることもあります。今後は、現在残されている緑地等の保全を進めていく中で、緑をもっと身近に感じ地域に親しまれるような緑の創出が望まれます。

第3章 緑地の配置方針

3-1 配置方針の考え方

都市の緑地は、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成等の諸機能を有していると考えられています。緑地を系統的に配置することで、これらの機能を効果的に発揮させることが可能です。そのため、①環境保全、②レクリエーション、③防災、④景観構成の4つの系統によって緑地を次のとおり配置していきます。



3-2 各系統による緑地の配置方針

(4) 景観構成系統の配置方針

歴史的、郷土的景観や市街地のランドマーク・シンボルとなるような景観によって特色あるまちづくりを推進していくため、景観構成系統の緑地を次のように配置していきます。

① 歴史的、郷土的景観を構成する緑地

平林寺境内林や野火止用水は、新座市の郷土景観を構成する象徴的な緑地空間を形成しており、今後も適正な保全を図ります。

また、県道新座・和光線（旧川越街道）、主要地方道さいたま・東村山線（志木街道）沿い等の屋敷林・農地・樹林地の短冊型の区割りは、武蔵野の歴史にはぐくまれた緑地であり、これらの保全と景観保持に努めます。

② 景観を構成する緑地

市内に現存する雑木林や一部の農地などは、武蔵野の面影を残す貴重な自然景観を形成しています。また、黒目川、柳瀬川などの河川やその河岸段丘沿いの斜面林、妙音沢緑地などは地域の特徴的な景観を構成しており、こうした地域特性を表す緑地の保全に努めます。

③ 都市景観を形成する緑地

公園、緑道、街路樹などの整備により都市景観の向上を図るとともに、地区計画制度や景観法等の制度を活用し、志木駅、新座駅等のターミナルやその周辺の緑化を推進し、持続性のある緑地の確保に努めます。また、生垣や屋上緑化、壁面緑化などの特殊緑化を検討することにより、緑あふれるまちなみを目指します。

(5) 総合的な緑地の配置方針

環境保全、レクリエーション、防災、景観の4系統別の配置方針を総合的に調整し、緑地の配置及び緑化の計画を次のように行います。

① 骨格的緑地の配置

都市の構造上骨格を形成する緑地として、平林寺境内林や総合運動公園、妙音沢緑地などの拠点となる緑地、野火止用水や黒目川、柳瀬川などの河川、幹線道路の街路樹などの軸となる緑地を位置付けます。

② 緑のネットワークの形成

骨格となる緑地と市街地に残る樹林地や生産緑地などの中継点となるような緑地の保全に努めるとともに、住宅密集地や商業地などの緑化を推進していくことにより、これらを有機的に機能させ、緑のネットワークの形成を図ります。

③ バランスのとれた緑地の配置

緑地の確保が困難な志木駅や新座駅などの商業地や、ターミナル周辺を中心市街地においては、街路樹などの公共施設緑地の整備や生垣などの民間施設の緑化を推進していくとともに、屋上緑化や壁面緑化など特殊緑化の手法を駆使した緑化を検討していきます。

④ 多様な機能を果たす公園の配置

運動公園など広域的な公園整備とともに、誰もが、休憩・レクリエーション・軽運動など、日常生活を送る上で気軽に使える公園を配置します。

⑤ 安全、安心なまちづくりのための緑地の配置

緑地は環境保全、レクリエーション、景観などの日常的な機能だけでなく、災害を未然に防止し、災害時における被害を軽減するなどの機能を持ち合わせています。今後、広域的な緑地から身近な緑地まで、公共施設緑地を整備していくことにより、災害に強い都市構造の形成に努めます。

1-5 新座市環境基本計画

(1) 計画の役割

市の望ましい環境像を明らかにするとともに、環境保全等に関する目標や総合的な施策の体系を定め、環境面から市を誘導する役割を担う。

(2) 計画期間

平成12年度（2000）～平成22年度（2010）

(3) 景観の位置付け

第1章 新座市環境基本計画がめざすもの

第2節 計画の理念・望ましい環境像

3 行動方針

(3) 安全・安心のまちづくり

(4) 美しいまちなみの形成

第2章 環境を保全するための施策

第3節 安全・安心のまちづくり

5 安らぎのあるまちづくりを進めよう

2 市民が主体のまちづくりの推進

(3) 良好な住環境の形成に向けた地区計画制度や建築協定の導入推進

第4節 美しいまちなみの形成

1 美しいまちづくりを進めよう

3 新座らしい景観の保全・活用・創出

(1) 新座市景観計画及び条例の制定、これらに基づく施策の推進

(2) 県の景観条例に基づく景観配慮型施設整備の指導

(3) 景観に配慮した公共施設整備の推進

(4) 幹線道路における電線地中化及び電柱の宅地内への設置促進

(5) 新座らしい景観の選定及びPR

(6) 景観に配慮した河川整備の推進

(7) 野火止用水緑道等の整備

1-6 埼玉県景観アクションプラン

(1) 目的

埼玉県全域の景観形成の基本方針と県の景観施策の具体的な行動計画を定め、その推進により個性と魅力ある県土の実現を図る。

① 県全域の景観づくりビジョンを策定

② 景観施策の体系化と広域景観形成支援

③ 景観法の施行に伴う制度の活用方針を策定

(2) 計画期間

平成18年度～（今後の社会経済情勢の変化に応じ、必要な見直しを行う。）

(3) 構成

① 景観づくりビジョン（基本目標、景観特性、基本方針、景観形成における役割等）

② 行動計画（施策の体系、広域景観形成支援プロジェクト、制度づくり＝景観計画の策定方針など、行動スケジュール）

- (4) 景観形成の理念（景観法第2条の要約）と将来展望（住みたい埼玉、訪れたい埼玉、誇りに感じる埼玉）
- (5) 景観形成の基本目標…田園と都市が織り成す美しい景観
- (6) 埼玉県景観特性
 - ① 地形／秩父山地と秩父盆地、丘陵地と台地、広がりのある低地、低地に囲まれた島状の台地⇒新座市は「丘陵地と台地」、「低地」
 - ② 景観軸／街道筋の景観軸（都市軸）、水辺の景観軸、緑の景観軸⇒新座市は緑の景観軸（武蔵野景観軸）＋街道筋の景観軸（旧川越児玉往環景観軸）
- (7) 景観形成の基本方針
 - ① 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり
 - ② 歴史と伝統が語られる景観づくり
 - ③ 身近な生活環境を良くする景観づくり
 - ④ 県民が主体となった景観づくり
 - ⑤ 地域間の交流を進める景観づくり
- (8) 行動計画
 - ① 景観に関わる施策の体系
 - ② 広域景観形成支援プロジェクト
 - ア 歴史のみち・まち景観形成プロジェクト⇒新座市は旧川越往環／大和田宿
 - イ 誇れる住まい景観形成プロジェクト
 - ウ いきいき産業景観形成プロジェクト
 - エ 水と緑のつながり景観形成プロジェクト⇒新座市は武蔵野景観（武蔵野の面影を残す雑木林など）、平林寺緑地景観、野火止用水と緑道、新座緑道、富士山への眺望（関東の富士見100景）
 - オ 四季の彩り景観形成プロジェクト
 - ③ 制度づくり
 - ア 景観法の施行に伴う埼玉県景観条例の改訂方針
 - イ 景観計画の策定方針
 - ・原則として、全県を景観計画区域としてする方向で検討する。
 - ・届出対象区域…大規模基準適用ゾーン（高さ15m超又は建築面積1,000㎡超の建築物、高さ15m超の工作物）

2 新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会設置要綱

(平成18年6月22日市長決裁)

(設置)

第1条 本市における景観づくりの考え方を明らかにするとともに、その実現に向けて市民・事業者と市の協働による景観づくり活動の指針となる「新座市景観づくりビジョン」(以下「景観づくりビジョン」という。)を策定するに当たり、庁内の関係部局等の職員により必要な事項を検討するため、新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 景観づくりビジョンの基本方針に関すること。
- (2) 景観づくりビジョンの案に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観づくりビジョンの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 都市計画部長
- (2) 都市計画部次長
- (3) 別表に掲げる所属の職員であって、市長が任命するもの

2 委員長は、都市計画部長とし、副委員長は、都市計画部次長とする。

3 委員長は、委員会を統括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係職員等を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市計画部まちづくり計画課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、決裁のあった日から実施する。
- 2 この要綱は、景観づくりビジョンの策定の日に関しその効力を失う。

別表（第3条関係）

役職名	所 属 名
委 員	企画課
委 員	自治振興課
委 員	観光都市づくり推進室
委 員	管財契約課
委 員	環境対策課
委 員	市民安全課
委 員	経済振興課
委 員	生活福祉課
委 員	みどりと公園課
委 員	開発指導課
委 員	建築指導課
委 員	道路整備課
委 員	生涯学習課

3 新座市景観づくりビジョン庁内策定委員会委員名簿

役職名	職 名	氏 名
委 員 長	都市計画部長	小島 修一
副委員長	都市計画部次長（任期：H18. 6. 22～H18. 9. 30） 都市計画部次長（任期：H18. 10. 1～ ）	柳原 聡 谷 充博
委 員	企画課主席主査（任期：H18. 6. 22～H18. 9. 30） 企画課主任（任期：H18. 10. 1～ ）	一ノ関 知子 山口 聡
委 員	自治振興課主事	北川 奈央子
委 員	観光都市づくり推進室室長補佐	増子 義久
委 員	管財契約課管財係技師	石田 一成
委 員	環境対策課主任	飯塚 剛彦
委 員	市民安全課消防防災係主任	金山 千恵
委 員	経済振興課商工労政係係長（任期：H18. 6. 22～H18. 9. 30） 経済振興課商工労政係係長（任期：H18. 10. 1～ ）	佐藤 寛之 鈴木 義弘
委 員	生活福祉課地域福祉係主任	桧垣 百江
委 員	みどりと公園課みどりの係主任	服部 大輔
委 員	開発指導課主席主査	石井 藤治
委 員	建築指導課主査	内田 充一
委 員	道路整備課道路整備係主査	松本 悟
委 員	生涯学習課主事（任期：H18. 6. 22～H18. 9. 30） 生涯学習課主任（任期：H18. 10. 1～ ）	田中 弓子 高荒 裕子

4 新座市景観づくりビジョン策定委員会設置要綱

(平成19年3月29日市長決裁)

(設置)

第1条 本市における景観づくりの考え方を明らかにするとともに、その実現に向けて市民及び事業者と市の協働による景観づくり活動の指針となる「新座市景観づくりビジョン（仮称）」（以下「景観づくりビジョン」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、新座市景観づくりビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 景観づくりビジョンの検討に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の目的達成に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

2 前項の委員のうち、公募により選出する委員は5人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、景観づくりビジョンを策定するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを委員会の会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画部まちづくり計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から実施する。

附 則（平成19年4月24日市長決裁）

この要綱は、平成19年5月10日から実施する。

5 新座市景観づくりビジョン策定委員会名簿

	選出区分	氏 名	役職・選出団体等
委員長	学識経験者	梶島 邦江	埼玉大学教養学部教授（都市計画）
副委員長	学識経験者	赤坂 信	千葉大学園芸学部教授（景観）
委員	関係団体等	井口 輝雄	新座市農業委員会推薦
委員	関係団体等	松本 敏裕	新座市商工会推薦
委員	関係団体等	増田 長蔵	あたご三丁目町会会長 （新座市町内会連合会副会長）
委員	関係団体等	松浦 達吉	東京電力(株)志木支社副支社長
委員	市 民	棚橋 利行	景観形成ワークショップメンバー
委員	市 民	松永 守由	観光都市づくり推進市民会議委員
委員	市 民	長谷川 栄	野火止用水文化的景観保存計画策定委員会委員
委員	市 民	長谷川 博正	公募
委員	市 民	小路 清人	公募
委員	市 民	田村 雅紀	公募
委員	市 民	佐藤 茂樹	公募
委員	市 民	早津 正司	公募

6 新座市景観づくりビジョンの策定の経過（概要）

年月日等	内 容
平成 14 年度	景観形成に関する基礎的調査の実施
平成 15～16 年度	景観形成ワークショップ （本ビジョンの策定や方策検討のための基礎的資料の作成）
平成 17 年度	本ビジョン（素案）作成に着手
平成 18 年 6 月 22 日	新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会の設置 委員の任命
平成 18 年 7 月 27 日	第 1 回新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会
平成 18 年 8 月 30 日	第 2 回新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会
平成 18 年 10 月 26 日	第 3 回新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会
平成 18 年 11 月 27 日	第 4 回新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会
平成 18 年 12 月 19 日	第 5 回新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会
平成 19 年 3 月 20 日	新座市景観づくりビジョン庁内検討委員会による素案がまとまる
平成 19 年 3 月 29 日	新座市景観づくりビジョン策定委員会の設置 委員の任命
平成 19 年 5 月 23 日	第 1 回新座市景観づくりビジョン策定委員会
平成 19 年 6 月 28 日	第 2 回新座市景観づくりビジョン策定委員会
平成 19 年 7 月 31 日	第 3 回新座市景観づくりビジョン策定委員会
平成 19 年 10 月 24 日	第 4 回新座市景観づくりビジョン策定委員会
平成 19 年 12 月 3 日	新座市議会各議員に意見照会（12/3～12/25）
平成 20 年 1 月 4 日	新座市パブリック・コメント手続条例に基づく意見の募集 （1/4～1/31）
平成 20 年 2 月 15 日	第 5 回新座市景観づくりビジョン策定委員会 新座市景観づくりビジョン策定委員会による最終案がまとまる
平成 20 年 3 月 18 日	新座市景観づくりビジョンの庁議決定
平成 20 年 3 月 21 日	新座市景観づくりビジョンの策定（市長決裁）